

伊賀市環境基本計画 (最終案)

修正箇所抜粋

基本目標1
地球環境

実践すべき環境行動
(市民・市民団体・地域・事業者)

市民・市民団体

- ・生活スタイルを見直し、夏季等の熱中症予防等に配慮しつつ、省資源・省エネルギーに努める。
- ・通勤、通学時は可能な限り公共交通機関や自転車を利用する。
- ・リサイクル製品を可能な限り購入する。
- ・電化製品購入の際には省エネルギー型の製品を検討する。
- ・商品運搬等に伴って発生する温室効果ガスの排出量削減のため、地産地消に努める。
- ・「ごみ分別アプリ」を活用する。
- ・自家用車の利用を減らす。
- ・エコカーの利用に努める。

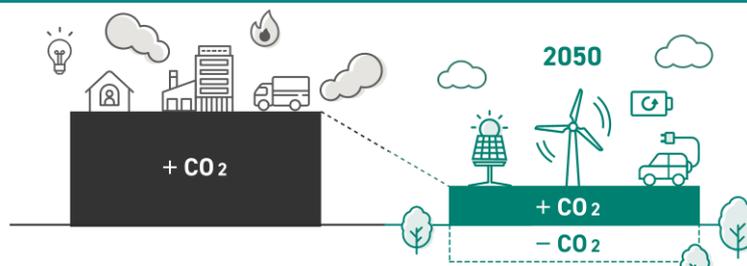


地域（住民自治協議会等）

- ・緑化運動を推進する。
- ・リサイクル製品を可能な限り購入する。

事業者

- ・生産設備を購入等する際には、省エネルギー型の選定に努める。
- ・生産設備を稼働する際には、効率的な運転に努める。
- ・自然環境の保全に配慮しつつ、太陽光パネル等の再生可能エネルギー設備の設置を検討する。
- ・リサイクル製品を可能な限り購入する。
- ・国、県、市が行う環境施策に協力する。
- ・商品運搬などに伴って発生する温室効果ガスの排出量削減のため、地域で生産された農作物等を積極的に販売・使用する。
- ・エネルギー消費量を可視化し、省エネルギー管理の徹底に努める。
- ・照明のLED化を促進する。
- ・オンラインミーティングを積極的に活用し、移動等に伴うエネルギーの削減に努める。
- ・DXなどを積極的に活用し、組織の業務等の効率化や製品ロスの削減を図る。



■カーボンニュートラルのイメージ（出典：環境省HP）

6 環境教育 … 環境教育・環境学習の推進



人と環境の関わりについての理解と認識を深めるための環境教育・環境学習を推進し、環境に配慮した行動を取れるような人材の育成を図ります。

今日における環境問題は、私たちの日ごろの生活・行動が様々な面で環境に影響を及ぼしており、その因果関係は複雑多岐に渡っています。このような問題に対処するためには、市民・NPO・地域の団体・学校・企業・行政等多様な主体が参加し、環境負荷を減らし、豊かな自然環境を保全・創造していくための、共通の仕組みを作っていくことが重要です。

さらに、先人たちの築き上げた歴史的・文化的遺産と、何世代にも亘って大切に守ってきた豊かな自然との調和に基づいた文化環境について学ぶとともに、多文化共生による地域環境づくりや環境保護の基礎となる平和尊重についての意識啓発に取り組みます。

また、環境保全への取り組みに際して、日常における生活や日ごろの事業活動等において、それぞれが環境にやさしい行動の実践を行っていくことが重要です。そのためには互いの環境保全に対する意識啓発や情報の交換を図り、地域、家庭、学校、職場等での環境教育、環境学習を推進していくことが必要不可欠です。

本市は、豊かな自然がまだ数多く残っており、これらを環境教育の場として活用し、自然体験を通じた環境保全意識の向上を図っていくことも考えられます。

このような活動をさらに広げていくために、以下の施策を実施していきます。

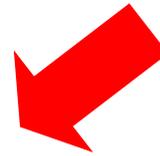
〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

- 出前講座・環境活動のさらなる充実を図るとともに、本市ホームページ（HP）で環境啓発等の動画配信を行い市民の環境意識の向上につなげます。

年度	2021 (令和3)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況	目標値	
市の環境講座回数	0	2	4
講座受講者の満足度 (5段階評価)	-	3.5	3.7
本市HPに掲載した 啓発動画の平均視聴 件数	0	50	100
動画視聴者の満足度 (5段階評価)	-	3.5	3.7

言や支援を行います。

- 市民・市民団体・地域・事業者・行政等が協力して環境保全活動に取り組みやすい体制づくりを推進します。
- 環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集・整理し、環境セミナー等を通じて、市民・市民団体や地域及び事業者へ情報発信します。



施策2 環境保全活動に対する意識啓発

- 市民、市民団体、地域や事業者向け出前講座等により、環境保全活動に関する情報を提供することで、環境保全活動への意識の向上を図ります。
- 「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域内で連携し、河川環境保全への意識の高揚・定着を図る啓発事業を行います。

基本目標6 環境教育

実践すべき環境行動 (市民・市民団体・地域・事業者)

市民・市民団体

- ・環境教育・環境学習に積極的に参加する。
- ・資源ごみの回収、ごみクリーン活動等に積極的に参加する。
- ・「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づく圏域連携事業による河川環境保全の取り組みや啓発事業等に積極的に参加する。

地域（住民自治協議会等）

- ・環境についての研修会を開催する。
- ・広報誌等で環境情報について啓発を行う。
- ・イベント等の機会を捉えて啓発活動を実施する。
- ・環境マップを作成し、地域の自然環境や課題などを知る活動を行う。

事業者

- ・環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集し、導入の検討を図る。
- ・環境研修等を通じて要員の育成を図る。

居住ゾーン

現在、市街地や開発が行われているゾーンを、これからも商業や産業の中心的な地域として、市民の都市的で生活を支える市街地地域として位置づけます。

市街地地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①建築物を建設する際には「伊賀市ふるさと風景づくり条例（景観条例）」を遵守し、景観に配慮します。
- ②開発に対して、自然との共生、資源循環型社会の形成等に配慮した計画に努めます。
- ③一定規模以上の建築物の新築や改築の際には、建築物省エネルギー法に従った構造とします。
- ④公園、緑地の充実や緑化推進に努めます。
- ⑤交通渋滞の緩和に努めます。
- ⑥看板などは良好な都市景観に配慮します。
- ⑦合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ⑧歴史的建造物、遺跡の保全に努めます。

田園ゾーン

伊賀盆地に広がる豊かな農地と農村エリア、その背景をなす中山間エリアを農住地域と位置づけます。

農住地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①農地の保全、管理を進めます。
- ②ため池、湿地帯等に分布する湿地性植物や水生生物の保護に努めます。また、希少動植物の保護に努めます。
- ③良好な河川水質を維持し、安全な飲料水の確保に努めます。
- ④休耕地を有効に活用します。
- ⑤コンポスト等の有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習等を通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦合併処理浄化槽の普及や特定環境保全公共下水道及び農業集落排水エリアの水洗化率の向上に努めます。
- ⑧地球温暖化へ適応した品種を栽培します。
- ⑨不法投棄の監視及び啓発に努めます。



山並み・里山ゾーン

鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園やその周辺の森林エリアを森林地域と位置づけます。

森林地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①放置されている森林について適切な管理をし、森林の持続的整備に努めます。
- ②豪雨時に地滑り、山崩れが無いように緑地機能回復等の治山を行います。
- ③野生生物の生育、生息調査を行い、希少な野生生物の保護に努めます。
- ④市民、市民団体、地域、事業者等と協力し、森林の持続的整備に努めます。
- ⑤コンポスト等の有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習等を通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦自然歩道の整備を行い、市民や来訪者が自然と触れ合える場所を提供します。
- ⑧不法投棄の監視及び啓発に努めます。



【資料2】パブリックコメント意見 No1、No8 について 「B案」採用の場合の修正箇所

※【資料2】のパブリックコメントのうち、1番目と8番目の意見については、審議会でご審議いただきたく、現時点では「A案＝中間案」と「B案＝パブリックコメントの意見」とを併記しております。

はじめに

伊賀市（以下「本市」）では、これまで「伊賀市環境基本計画」（2007（平成19）年度～2015（平成27）年度）（以下「前計画」）を策定し、本市の良好な環境維持に取り組んできました。

しかし、近年、新たに地球規模レベルで、地球温暖化による異常気象の発生、マイクロプラスチックによる海洋汚染などの環境問題が顕在化してきました。さらに、これらの環境問題に対応するための人材を、継続的に養成していくことも重要な課題となっています。

本市においても、最近、地球温暖化により、平均気温の上昇、真夏日や猛暑日の増加、真冬日の減少などがみられるようになりました。地球温暖化は、私たちの生活様式や生態系への影響などが想定されており、このまま温室効果ガスの排出量を削減しなければ、本市でも、高温による熱中症の発症頻度の増加や、この地方のブランドである伊賀米などの農作物への影響が懸念されます。

また、本計画の策定を進めるなかで、2022（令和4）年2月24日、ロシアによるウクライナへの本格的な軍事侵攻開始のニュースが報じられました。以降、私たちは、テレビなどのマスメディアだけでなく、SNS等を活用した現地の一般市民等による情報発信により、苛烈な人権侵害はもちろんのこと、大量のエネルギー消費やCO₂排出、膨大な廃棄物の発生、自然環境の破壊など、戦争による環境破壊とはどういったものかを、日々、リアルタイムで目の当たりにしています。これにより、「人権」ともに、「地球環境保全」の観点からも、反戦・非核平和に取り組む重要性を改めて認識することとなりました。

これら新たな環境問題に対応することや、現状良好である大気、水環境、騒音・振動などの環境を維持していくために、本市では、今回「伊賀市環境基本計画」（2023（令和5）年度～2030（令和12）年度）（以下「本計画」）を新たに策定し取り組んでいくこととしました。

「望ましい環境像」と基本目標のイメージ図

☆伊賀市らしさを活かしたローカルSDGsがめざす「望ましい環境像」☆

～いまのがんばりが未来をつくる!! 芭蕉ゆかりの伊賀市!～
「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」

基本目標

1 地球環境
気候変動への対応等による地球環境の保全
7 再生可能エネルギー 9 産業・貿易の革新 13 気候変動への対応
→24ページ

2 資源循環
持続可能な資源循環の推進
2 持続可能な消費と生産 11 持続可能な消費と生産 12 持続可能な消費と生産
→27ページ

3 豊かな自然
豊かな自然と生物多様性の保全
13 気候変動への対応 14 持続可能な消費と生産 15 持続可能な消費と生産
→30ページ

4 生活環境
安心・安全に暮らせる生活環境の確保
3 持続可能な消費と生産 6 持続可能な消費と生産 14 持続可能な消費と生産
→33ページ

5 文化環境
歴史・文化を暮らしに活かす文化環境の確保
3 持続可能な消費と生産 4 持続可能な消費と生産 11 持続可能な消費と生産
→36ページ

6 環境教育
環境教育・環境学習の推進
4 持続可能な消費と生産 8 持続可能な消費と生産 13 気候変動への対応
→39ページ

共通項目
1 持続可能な消費と生産 5 持続可能な消費と生産 10 持続可能な消費と生産 16 持続可能な消費と生産 17 持続可能な消費と生産

すべての目標達成のためには、環境教育が重要な要素となります



2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Action）に基づき、計画策定-実行-評価-改善を行うことで、継続的な改善につなげていきます。計画の進行に関しては、毎年度当初目標を設定し(PLAN)、取り組みを行い(DO)、年度末に取り組み成果を評価し(CHECK)、目標の見直し（修正）(ACTION)を行い、次年度の目標に反映させていきます。なお、計画の進行管理については、庁内に設置する伊賀市環境基本計画推進会議において検討の上、伊賀市環境審議会において確認いただきます。

また、地球規模での環境に対する世界の情勢、国の法令改正・環境基本方針の変更、地域社会情勢や本市を取り巻く環境の変化、科学技術の発展、さらに、計画の達成状況などにより必要に応じて、計画期間中に関わらず見直す場合があります。

「望ましい環境像」実現のための **PDCA** サイクル

☆伊賀市らしさを活かしたローカル SDG s がめぞす「望ましい環境像」☆

～**いまのがんばりが未来をつくる!! 芭蕉ゆかいの伊賀市!**～
「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」

「望ましい環境像」の達成

ACTION

関連する取り組みや目標の見直し
 ※年度末に目標の見直しを実施

PLAN

関連する取り組み目標の策定
 ※当初計画を立案
 ※見直した計画を反映

【進行管理】

- 伊賀市環境審議会
- 伊賀市環境基本計画推進会議

CHECK

取り組み状況の成果の確認及び評価
 ※年度末に取り組み成果を評価

DO

具体的な施策の実施
 ※目標への取り組みを実施